

本日の会議に付した事件

平成28年第2回山元町議会臨時会

平成28年5月13日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 6 報告第 5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）
日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
日程第10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）
日程第11 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）
日程第12 議案第35号 平成28年度 山元町子育て拠点施設備品等購入事業に係る物品購入契約について
日程第13 議案第36号 平成26年度 磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の変更について
日程第14 議案第37号 平成28年度山元町一般会計補正予算（第1号）
日程第15 請願第 1号 かさ上げ県道のルート変更に関する請願

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第2回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、1番岩佐哲也君、2番渡邊千恵美君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい。会期日程（案）。

5月13日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りに決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい。議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

3月26日、つばめの杜大橋開通式が開催され、議員13名が出席しました。

3月30日、常磐線北部整備促進期成同盟会要望活動のため、関係市町とJR東日本仙台支社を訪れました。

4月8日、亘理地方町議会議長会定期総会が開催され、出席しました。

4月12日、仙南・亘理地方町議会議長会議が開催され、出席しました。

4月13日、亘理名取地区市町議会連絡協議会定例会が開催され、出席しました。

5月9日、岩沼東部環境センター施設見学会が開催され、議員6名が出席しました。

（総務民生常任委員会）

3月28日、委員会が開かれました。4月6日、18日、26日、委員会が開かれました。

（産建教育常任委員会）

4月12日、5月9日、委員会が開かれました。

（議会広報・広聴常任委員会）

4月5日、14日、19日、委員会が開かれました。

（議会運営委員会）

3月28日、4月13日、5月10日、委員会が開かれました。

（全員協議会）

3月28日、30日、4月20日、5月10日、協議会が開かれました。

裏面をお願いいたします。

2、請願の受理

請願1件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3、長送付議案等の受理

町長から議案等11件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、これを受理したのでその

写しを配布しております。

5、説明員の出席要求

本臨時議会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）ここで、副町長嘉藤俊雄君から4月1日付の人事異動に伴う説明員となる課長等の紹介をいたします。

副町長（嘉藤俊雄君）それでは、本日の平成28年第2回山元町議会臨時会に臨むに当たり、私のほうから執行部側説明員の紹介をさせていただきたいと存じます。

それでは、4月1日付の定期人事異動の発令、説明員に変更が生じたので、変更となった課長職についてご紹介を申し上げます。

なお、関係議案担当課長以外につきましては、ご紹介が終わりました後、退席させていただきますことをご容赦いただきたいと思います。

また、紹介につきましては、各議員の皆さまから見て前列左側から順に紹介をさせていただきます。

会計管理者兼町民生活課長の大和田紀子でございます。（「大和田です。よろしく願いいたします」の声あり）

続いて、教育委員会学務課長佐藤兵吉でございます。（「よろしく願いします」の声あり）

2列目にまいりまして、企画財政課長の八鍬政信でございます。宮城県からの派遣でございます。（「八鍬でございます。よろしく願いいたします」の声あり）

続いて、危機管理室長の菅野寛俊でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）

3列目に入りまして、用地対策室長の岩佐秀広でございます。（「岩佐です。よろしく願いいたします」の声あり）

4列目に入りまして、東部地区基盤整備推進室長の佐藤寛でございます。（「佐藤です。よろしく願いします」の声あり）

産業振興課長兼農業委員会事務局長の大和田敦でございます。（「大和田です。引き続きよろしく願いいたします」の声あり）

施設管理室長の寺島一夫でございます。（「よろしく願いします」の声あり）

最後に、上下水道事業所所長の大橋邦夫でございます。（「よろしく願いします」の声あり）

以上、変更となった課長職員についてご紹介を申し上げました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）ここで、12名以外の方は退席いたします。ご苦労さまでした。

これで紹介を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3. 提出議案の説明を求めます。

今臨時会に提出された議案等11件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。改めて、おはようございます。

本日、ここに、平成28年第2回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、去る4月14日と16日に九州・熊本県地方を震源とし、連続して発生した最大震度7の直下型地震である熊本地震は、どこでも災害は発生するということを再認識させられるものでありました。

この地震によって、不幸にして犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

町といたしましては、先の東日本大震災の際に頂戴した熊本県町村会並びに民間レベルでの心温まるご支援に対する恩返しの意味合いを込め、宮城県町村会と連携し義援金を贈らせていただくとともに、日本赤十字宮城県支部並びに山元町社会福祉協議会の募金活動とも協調展開を図るべく、庁舎内に募金箱を設置し、来庁の皆様にも募金を呼びかけさせていただいておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、議会の指定専決処分事項に係る報告議案について申し上げます。

報告第3号の「専決処分の報告について」は、宮城病院周辺地区市街地の災害公営住宅の公募結果を踏まえた、整備戸数の増加等に伴う設計業務の変更を、また、報告第4号及び第5号については、「谷地川排水路改修工事」、及び「山元町子育て拠点施設の新築・復旧工事」に係る施工方法の変更に伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、急施専決処分、いわゆる急を要する関係の専決処分でございますけれども、これに係る承認議案について申し上げます。

承認第2号及び第3号については、「地方税法等の一部を改正する等の法律」が施行されたことに伴い、「山元町町税条例等」及び「山元町国民健康保険税条例」の所要の改正、承認第4号については、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令」が改正されたことに伴う、「山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」の所要の改正、また、承認第5号については、「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の所要の改正であり、いずれの条例についても法施行日である、本年4月1日から改正施行する必要があったことから、地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、承認第6号については、「平成27年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）」であります。

今回の一般会計補正予算は、国・県の交付金や、各種基金の利子や寄附金等について、実績確定による精算を行うものが大半を占めておりますので、これら以外の主要な予算についてご説明申し上げます。

それでは、歳出予算についてご説明申し上げます。

初めに、「地方創生」関連事業についてですが、3月議会定例会においてご可決を賜りました事業のうち、「定住促進事業」、「山元町ブランド推進事業」について、1次募集枠での

採択までに至らなかったことから、国の指導により、既決予算を減額措置するものであります。

なお、減額する2つの事業については、事業内容を精査した上で、2次募集枠で再度申請を行うよう通達されているところでありますので、今後採択となり次第、平成28年度補正予算の中で改めてご提案申し上げたいと存じます。

次に、「地方創生」関連事業以外の歳出予算についてご説明申し上げます。

総務費のうち、財政管理費については、昨年9月から制度を拡充したふるさと納税に係る事業費について、実績に基づき減額するとともに、企画費においては、諸経費を控除したふるさと納税寄附金収入を、ふるさと振興基金へ積み立てるため増額措置を行うものであります。

次に、衛生費のうち、ごみ処理費については、今年4月から稼働した新ごみ処理施設に係る建設工事費として、亘理名取共立衛生処理組合へ拠出する平成27年度分の負担額が確定したことから増額するとともに、災害廃棄物処理事業費においては、復興事業に活用するため、仮置き場に置いてある再生資材の搬出が、平成27年度末までに完了しなかったことから、国の指導に基づき、仮置き場の解体に伴う原形復旧費用を減額措置するものであります。

なお、歳入予算については、各種交付金並びに地方交付税を増額又は減額したほか、分譲宅地売却収入及び寄附金等について実績に基づき増額し、最終的な財源調整として財政調整基金取崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約3億1,000万円を増額し、総額440億1,000万円余とする補正予算として専決処分したものであります。

次に、予算外の議決議案についてご説明申し上げます。

議案第35号「平成28年度山元町子育て拠点施設備品等購入事業に係る物品購入契約」については、新山下駅周辺の「つばめの杜地区」に建設中の、子育て拠点施設で使用する備品等の購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第36号については、磯浜漁港堤防工事について、工法変更等に伴い設計内容に変更が生じたことから、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第37号「平成28年度山元町一般会計補正予算（第1号）」（案）についてご説明申し上げます。

歳出予算の農林水産業費のうち、農業振興費については、国のTPP関連緊急対策事業のうち、「農畜産物輸出拡大施設整備事業」、並びに「担い手確保・経営強化事業」について、国及び県の内示に基づき、係る経費を追加措置するものであります。

また、漁港施設復興推進費については、平成27年度予算で実施した磯浜漁港の静穏度調査結果に基づき、関係省庁と対策工法を協議した結果、補足調査の必要が生じたことから、当該調査に係る経費を追加措置するものであります。

ただいま、ご説明申し上げました歳出予算に見合う財源として、県支出金の増額とあわせ、震災復興特別交付税及び震災復興交付金基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出予算をそれぞれ約3億3,000万円増額し、総額217億円余とするものであります。

以上、平成28年第2回山元町議会臨時会に提案しております各議案の概要についてご説明申し上げましたが、なお細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で、提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。報告第3号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要の説明に当たりまして、別紙配布資料No.1をご覧くださいと思います。

本件は、宮城病院周辺地区における災害公営住宅への入居公募状況を踏まえ、今後住宅の整備を進める上で設計戸数を変更する必要があったことから、建築設計業務に係る部分の変更契約を締結したものであります。

1、契約の目的、平成26年度債務負担行為請1号宮城病院周辺地区市街地整備工事ほか。

2、契約の相手方、仙台市青葉区国分町2丁目14番18号

フジタ・橋本店特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社フジタ東北支店執行役員支店長 安東則好

3、契約金額、原契約額27億6,598万8,480円に142万560円を増額し、27億6,740万9,040円に変更したものであります。

4、工事の場所、山元町合戦原地内。

5、工事の概要、当初の設計戸数41棟67戸から44棟72戸に3棟5戸分ふやしたものであります。

6、工期、平成27年4月23日から平成29年3月31日まで。

8、議決経緯、平成27年第2回山元町議会臨時会議案第42号にてご審議いただいているものであります。

以上で報告第3号 専決処分の報告といたします。

議長（阿部 均君）報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5．報告第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、同第、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、報告内容については、別紙配布資料No.2にてご説明いたしますので、ご覧ください。

本件は、新坂元駅周辺地区に近接する谷地川排水路改修工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものでございます。

次に、主な項目及び内容について説明させていただきます。

契約の目的は、平成27年度復興排請1号 谷地川排水路改修工事でございます。

契約の相手方は、山元町坂元字西田51番地 株式会社山村代表取締役 山村正克でございます。

契約金額は、原契約額が8,461万8,000円で、こちら変更契約が8,851万6,800円、こちらいずれも消費税を含むものでございます。その結果、増額が389万8,800円、全体として4.61パーセントの増となります。

工事の場所は、山元町町地内で、次ページに示す、工事施工箇所の、工事施工箇所となっております。

工事の概要につきましては、変更分の説明となりますが、2ページ後のA3資料計画平面図をご覧ください。

こちらの赤く着色された箇所が今回の変更箇所となります。今回の変更対象の、変更対象の工事内容は、中央下の赤枠に示す標準断面図に示すとおり、既設のコンクリート水路に表面被覆材でコーティングし、水の流れをスムーズにし、排水機能を高める工事となっております。この表面被覆材を施工するためには、既設コンクリート水路を乾燥させる必要があり、現場で水をせきとめて切り回しし、乾燥させようとしたところ、既設コンクリート水路の目地部から水がしみ入ってくることを確認されたことから、施工が困難なことが判明し、新たに止水工を1,219カ所増嵩したものでございます。

議案の概要にお戻り願います。

その結果、工期が平成27年11月25日から平成28年5月31日までとなります。

変更理由としましては、5、工事の概要で申し上げたとおり、当初想定していなかった排水、排水路目地部から侵入水が確認されたため、止水対策工が必要となったことによる変更でございます。

議決経緯は平成27年第5回山元町議会臨時会議案第75号でございます。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6. 報告第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、ただいまから報告第5号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき議会の議決により指定された指定された町長専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、お手元に配布しております資料No.3、議案の概要によりご説明いたします。

本案件は、子育て拠点施設の新築復旧工事において設備等の仕様の変更に伴い、工事費の増が生じたことから、変更契約を締結したものでございます。

では、主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的です。平成27年度請1号 山元町子育て拠点施設新築復旧工事です。
- 2、契約の相手方は、仙台市青葉区株式会社橋本店であります。

3、契約金額については、原契約が9億126万円で、変更契約額が9億590万4,000円となっています。差額が464万4,000円、約0.52パーセントの増額となっています。いずれも消費税を含んだ金額となっております。

4、工事の場所です。こちら、山元町浅生原地内です。

5、工事の概要については、今回の変更分の説明となりますが、窓ガラス及び窓枠の材質の変更や、えー、空調の室外機のカバーの増設などが主なものでございます。

6、工期は、平成27年8月4日から平成28年3月25日までで、変更はございません。

最後に、7、変更の理由についてですが、えー、消防からの指導により、厨房室の窓ガラスを耐熱用に変更したほか、排煙設備の設置や建具等の仕様を変更しております。これらを含めた出来高精算変更によるものであります。

なお、議決経緯につきましては、平成27年第3回山元町臨時会議案第53号となっております。

以上で報告第5号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第7. 承認第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、山元町町税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する等の法律が3月31日に交付され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町町税条例等の一部を改正をしたので、承認を求めます。

それでは、山元町町税条例等の一部を改正する条例の説明をさせていただきますので、条例議案の概要でご説明いたします。

資料No.4をお手元にご準備願います。

主な改正内容について説明いたします。

この条例は3条立ての改正となっております。第1条で山元町町税条例の一部を改正、第2条で平成26年に交付しました山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正、第3条で、平成27年3月に交付しました山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行っております。

初めに、第1条の山元町町税条例の改正内容ですが、記載の5点が主要な改正になります。

まず、1点目は、個人、法人町民税に係る延滞金計算期間の見直しがなされております。

概要書資料裏面の資料1をご覧くださいと思います。

法人町民税について例示の図がございますが、こちらについて、左から右に時系列で見ただけであればと思います。この図は、法定納期限までに完納しており、これを10

0とした場合です。納付額が過大であったことから、その後減額更正を行って、これが40となっているところまで下がっております。その後、税額を増額修正した場合、これが70と書いてあるところ、70まで増となっています。この70となったときのこの差額の30に対する部分ですね、これの延滞金の取り扱いについて平成26年12月に最高裁のほうで判決が出まして、それに基づく見直しが行なわれたところです。

この例示したものの現行と改正後の延滞金の計算にかかる期間の比較を図にまとめましたので、下の図をご覧くださいと思います。上段が現行になります。現行ですと納期限から1年間にかかる期間と増額修正から増額分の納税額を納付した日までの期間の合計が延滞金の計算する期間となります。これが改正後は、減額更正の事由が課税長職権で行った場合は納期限から増額修正までの期間が日数から控除されます。減額の事由が納税者からの更正の請求の場合、この場合ですと減額更正後の1年間の期間が延滞金控除期間から除かれることとなります。

続いて、2点目ですが、法人町民税法人税割の税率の引き下げです。

次のページ、資料2のほうをご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、第1回議会定例会で岩佐秀一議員の法人町民税に関する一般質問の際に、今後想定されるものとして町長から答弁しておりましたが、こちらの図の中ごろをご覧くださいと思いますが、税率の引き下げと記載がある枠の中をご覧ください。市町村分が現行、現在9.7パーセントの税率になっておりますが、それが6パーセントに引き下げられ、平成29年4月1日以降に開始されます事業年度から適用になります。なお、税率が引き下げられた分につきましては、国税である地方法人税が引き上げられまして、地方交付税の原資となります。

次に、3点目でございます。軽自動車税の見直しです。

裏面の資料3のほうをご覧ください。

現行制度では、県税であります自動車税と自動車取得税、あと町税であります軽自動車税があります。このうち、県税である自動車取得税が廃止されまして、自動車税と軽自動車税にそれぞれ環境性能割という新しい税目ができます。あと、これまでの自動車税、軽自動車税に種別割というものが導入されます。軽自動車税の種別割は、これまでの軽自動車税の名称が変更されたものになります。このことから、名称変更に伴う改正が行われております。

次に、軽自動車税環境性能割ですが、この環境性能割は、新税目になるため、新たな規定が設けられております。

次のページをご覧ください。

軽自動車税の環境性能割は、自動車取得税に変わり三輪以上の軽自動車を取得したときに取得価格を課税標準として課税されます。中古車も対象となっておりますが、50万円が免税点となっております。税率は表にまとめたとおりです。上の表が乗用5ナンバーの車両で、下の表が軽車両、貨物車料で、4ナンバーの車両になります。また、環境性能割につきましては、当分の間県が徴収し市町村へ配分することになりますことから、徴収額の5パーセントを県に対して取扱手数料として交付することになります。

次に、4点目です。特定一般医薬品等購入費に係る医療費控除の特例です。

裏面の資料4をご覧ください。

こちらにつきましては、健康の維持増進、疾病予防の取り組みとして一定の取り組み

を行う個人が平成29年の1月1日から33年12月31日までの間に医療用から移行した成分が用いられる要指導薬品や一般用薬品、これをスイッチOTC薬といますが、これの購入費用が年間1万2,000円を超えて支払った場合に、購入費用10万円を限度としましてそのうち1万2,000円を超える額を所得控除するものです。

この特例の適用条件とされます健康の維持増進等の取り組みについては、資料の中ごろに記載のあります5つの項目のいずれかに該当する方となり、控除を受ける際には取り組みを行った保険者や診療を行った医療機関名のある取り組みを行ったことを明らかにする書類が必要になります。

また、控除対象の医薬品につきましては、表に記載のあるものを含め、82種類が対象となります。こちらも控除を受ける際には対象医薬品の購入金額が明らかにされているレシートや領収書が必要になります。

なお、この制度は医療費控除の特例になりますので、この特例の適用を受ける場合には従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

次に、5点目です。概要書のおもてにお戻りいただければと思います。

共同利用施設等の減免に係る償却資産の適用期限の延長になります。

こちらの減免につきましては、地方税法の規定する家屋や償却資産の被災代替取得の特例を受けることができない方、例えば、震災前に個人で事業をされていた方が、震災後に法人化等をして事業用資産を取得した場合に、前後で納税義務者が異なることから、この特例を受けることができないため、条例に減免規定を設け、これに規定します復興関連事業を利用し、事業用資産を取得したものに限り減免を行っておるものです。

今回の改正につきましては、地方税法のほうの焼却資産に係る特例措置が3年間延長されたことから、これに準じまして3年間延長するものであります。

次に、第2条の関係になります。山元町町税条例の一部を改正する条例の平成26年度に改正したものの改正になりますが、こちらにつきましては、先ほど軽自動車税のところでご説明申し上げました軽自動車税の種別割に新たに見直されましたことから、平成26年度の改正規定を整理したものになります。

次に、第3条関係でございますが、こちらにつきましても軽自動車税の環境性能割の申告書が新たに規定されましたことから、また引用条項等を明確にするため、昨年改正した内容の改正を行ったものであります。

施行期日ですが、地方税法と同様に、28年の4月1日にはなりますが、説明しました主要な改正分につきましては、(1)の改正規定につきましては、平成29年の1月1日が施行、(2)、(3)、(6)、(7)の改正規定につきましては、平成29年の4月1日、(4)の改正規定につきましては平成30年1月1日、(5)の改正規定については平成28年4月1日施行となります。

以上が山元町町税条例等の一部を改正する条例の主な内容でございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。資料2、「（「マイクお願いします」の声あり）」法人町民税ですか、町税が下がって、国税が上がるという説明なんです、これに伴う山元町の影響という

のをどう想定しているのか。まあ、山元町に直接入るのが減って、そしてその分国税として入れて、それを原資として地方交付税で回ってくるという説明なんだけれども、地方交付、直接受ける場合はわかるんだけど、本当にその分返ってくるのか、こないのかね、その辺はどう想定しているのか。まあ、マイナスになるのか、プラスになるのか。マイナスになるということになれば、この法律というのは、改正というのは、山元町にとってはマイナスになるということか、その辺を確認したいということでの質問です。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。ただいまの質問ですけれども、山元町とすれば、税率が下がることによりまして、昨年つくりました中期財政計画でシミュレーションしますと、これが施行されたときに約700万円程度法人町民税は落ちるだろうというのが想定されています。この地方交付税の原資になることによって、当然全国的な改正になりますので、未交付団体とかも当然都市部にはあります。その分もこちらに原資として入るので、机上であれば若干増えるのではなからうかというふうな想定はしております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ということなので、本当にそうなると信じて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 承認第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する等の法律が3月31日に交付され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正をしたので、承認を求めるものでございます。

それでは、山元町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例のご説明をさせていただきますので、条例議案の概要で説明いたします。

資料No.5をお手元にご準備願います。

今回の改正内容ですが、(1)としまして、課税限度額の引き上げと(2)低所得者に係る保険税軽減の拡充でございます。

(1)課税限度額の引き上げにつきましては、基礎課税額に係る分が52万円から54万円に、後期高齢者支援金に係る分が17万円から19万円に、それぞれ2万円引き上げるものとなっております。

次に、(2)低所得者に係る保険税軽減の拡充ですが、5割軽減の基準額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の基準額を47万円から48万円に、それぞれ5,000円と1万円を引き上げるものです。

裏面の資料1をご覧ください。

右側の改正後の図をご覧ください。課税限度額の引き上げにつきましては、加入者の所得に応じて計算されます応能分に影響があるものでございます。本町では昨年税率を引き下げていることから、今回影響ある方につきましては、所得で約1,200万円ぐらいの方に対して影響が出ております。

次に、軽減の基準額の見直しにつきましては、収入や資産に関係なく一律に計算されます応益分、均等割・平等割にかかわる部分であります。基準額が大きくなることによって軽減対象の範囲が拡大されるものになります。

条例議案の概要の表にお戻りいただきたいと思います。

施行期日につきましては、平成28年の4月1日施行となります。

以上が山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な内容でございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議 長 (阿部 均君) これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番(遠藤龍之君) はい、議長。ただいまの説明で課税限度引き上げる、あるいは低所得者については減免の拡充ということで、抱き合わせ的な見直しということなんですが、ちなみに、課税限度額が今の説明の中で引き上げの対象1,200万円が対象ということなんですが、山元町に存在するんでしょうか、国保の中で。確認したいと思います。

税務納税課長(佐藤繁樹君) はい、議長。現行、課税限度額に達している方3名いまして、今回この限度額が変わることによってお一人がかかわって、現状ですとそういった方がお一人です。以上です。

9番(遠藤龍之君) はい、議長。それから、逆に、その軽減の拡充のこの対象になるのは、額と人数どのくらいになるのかお伺いいたします。

税務納税課長(佐藤繁樹君) はい、議長。基礎課税分でちょっとお話させて……、医療費の分でちょっとお話させてもらいますと、均等割の部分で軽減が7名ほど増える見込みで、あとは、平等割で4世帯ですか。以上です。

議 長 (阿部 均君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 承認第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に交付され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

それでは、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、条例議案の概要、配布資料No.6をお手元にご準備願います。

改正内容ですが、指定事業者等の認定期限及び対象施設等の取得期限をそれぞれ平成28年3月31日であったものを、平成29年3月31日に1年延長するものです。

なお、参考までに条例の概要などを記載しましたのでご覧いただければと存じます。

施行期日ですが、平成28年4月1日施行となります。

以上が山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時05分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会場が少し暑くなってまいりましたので、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

議長（阿部 均君）日程第10. 承認第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

配布資料を用いて説明をさせていただきますので、配布資料のNo.7の条例議案の概要書をご覧になっていただきたいと思います。

本件につきましては、行政不服審査法が本年4月1日から施行されたことに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正したので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、当該関係条例の整備に関する条例につきましては、去る3月議会定例会においてご可決を賜ったところでございますが、議決後の3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律ほか関係政省令が交付され、4月1日から施行されることとなったことに伴いまして、本条例につきましてもこれらの法律及び関係政省令の改正に対応する必要があったことから、地方自治法の規定に基づき、休止案件として専決処分を行ったものでございます。

次に、主な改正内容についてでございます。

まず、第1条の固定資産評価審査委員会条例の一部改正におきましては、条ずれの整理を行うための所要の改正でございます。

次に、(2)の部分となりますが、固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置を規定している附則第3項の改正となりますが、固定資産の価格等を修正し、固定資産台帳に登録した場合の修正後の価格に係る審査申し出について、行政不服審査法の

改正にあわせ、これを不服申し立ての対象に含めるための文言等の整理を行ったものでございます。

最後に、2の施行期日についてでございますが、これは法の施行日に合わせ、平成28年4月1日からとしたものでございます。

以上、承認第5号についてご説明を申し上げます。

どうぞご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 承認第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

平成27年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

専決処分書でございます。

平成27年度山元町一般会計補正予算は急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。

財源調整等必要最小限の範囲で補正予算として平成28年3月31日付で昨年度内に専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくりいただきたいと思います。

平成27年度山元町一般会計補正予算専決第1号でございます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ3億1,351万1,000円を増額し、総額を440億1,192万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

10ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費でございますが、69万5,000円減額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税に係る特典の品代のほか、事務費を実績に基づき減額したものととなっております。

次に、第5目財産管理費でございますが、積立金を7,502万4,000円計上しております。内訳を申し上げますと、まず、財政調整基金及び震災復興交付金基金の利子につきましては、運用益の変更がございましたので、その減額分を計上しております。

その下でございます。震災復興基金の予算積立ということで650万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、平成27年度中に全国の皆様から頂戴いたしました復興関係の寄附金及び学校教育関係の寄附金、計46件を積み立てているものでございます。

その下でございます。震災復興交付金基金の予算積立ということで6,854万7,000円計上してございます。こちららにつきましては、新市街地の分譲地売り払いにおきまして、契約者が増加したことに伴い、その増額分を積み立てているものでございます。

次に、第6目企画費につきまして347万7,000円増額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税としていただいた寄附金のうち、お礼の品代等の諸経費を除いた分をふるさと振興基金に積み立てているものでございます。

次に、第20目定住促進対策費につきまして3,165万7,000円減額しております。こちらにつきましては、地方創生加速化交付金事業として3月定例会においてご可決を賜りました事業のうち、定住促進事業につきまして1次募集枠での採択とはならなかったことから、国からの指導により既決予算を減額するものでございます。なお、本事業につきましては、事業内容を精査した上で2次募集枠で再度申請を行うよう国から通達がなされているところでございます。

次に、第4項選挙費第1目選挙管理委員会費でございますが、こちらにつきましては、選挙人名簿システム改修に係る国庫補助金43万6,000円の交付決定を受けまして、一般財源から国庫支出金へ財源を変更しているものでございます。

11ページをご覧ください。

続きまして、第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございますが、積立金を5万7,000円計上しております。これは、子育て支援に対する指定寄附としていただいた寄附金を子育て支援基金に積み立てているものでございます。

続きまして、第4款衛生費第2項清掃費でございます。第2目ごみ処理費につきまして、負担金補助及び交付金といたしまして3億9,804万6,000円増額しております。こちらにつきましては、亘理・名取共立衛生処理組合が岩沼市に建設し、今年4月から稼働しております、新ごみ処理施設に対する負担金でございまして、平成27年度分の負担額が確定したことから増額したものでございます。

次に、第6目災害廃棄物処理事業費につきまして1億544万5,000円減額しております。こちらにつきましては、復興事業に係る再生資材を仮置きしております新浜ストックヤードの原形復旧費について、土砂の搬出が完了せず、原形復旧が翌年度以降となったため、平成27年度予算を減額し、新年度に改めて予算化するよう国から指導があったことから減額したものととなっております。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費でございますが、こ

ちらにつきましては農業振興に関する事業への指定寄附を受けたことから一般財源から財源を変更しているものでございます。

続きまして、第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費につきまして2,529万6,000円減額しております。こちらにつきましては、地方創生加速化交付金事業として3月定例会においてご可決を賜りました事業のうち、山元町ブランド推進事業について1次募集枠での採択とはならなかったことから、国からの指導により既決予算を減額するものでございます。なお、本事業につきましても、事業内容を精査した上で、2次募集枠で再度申請を行うよう国から通達がなされているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページをご覧ください。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費第1目道路維持費でございますが、こちらにつきましては道路補修関係への指定寄附を受けたことから、一般財源から財源を変更しているものでございます。

続きまして、第9款消防費第1項消防費第5目防災復興推進費でございますが、こちらにつきましては、東日本大震災慰霊碑建立への指定寄附を受けたことから、一般財源から財源を変更しているものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

まず、第2款地方譲与税から、7ページのほうご覧いただきたいんですが、7ページの第9款地方特例交付金まででございますが、これらは国・県の各種譲与税ですとか、交付金の年度末における確定精算に伴うものでございまして、それぞれ増額または減額を行っているものでございます。

続きまして、第10款地方交付税でございますが1億5,960万円ほど減額しております。こちらにつきましては、地方交付税の算定が終了し、確定値が決まったことに伴うものでございます。普通交付税で3億9,600万円ほど、特別交付税で1,370万円ほどそれぞれ増額いたしまして、震災復興特別交付税で5億6,990万円ほど減額しております。

その主な要因でございますが、普通交付税につきましては、平成26年度の算定結果をもとに地方財政計画が示す伸び率を考慮して積算しておったところでございますが、国の予算編成の遅れに伴いまして、結果として過少な見積もりとなったもの、また、特別交付税につきましては、移住・定住対策に係る新規項目の追加ですとか、個人番号制度に係るシステム改修等に伴いまして増額をしているものでございます。

一方、震災復興特別交付税につきましては、主に防災集団移転促進事業や津波復興拠点整備事業等の過年度事業費の精算に伴いまして減額となっているものでございます。

続きまして、第14款国庫支出金でございますが、5,620万円ほど減額しております。こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明いたしました地方創生加速化交付金事業が不採択となったことに伴いまして、当該交付金を5,668万円減額しているもの、また、選挙人名簿システム改修に係る補助金を43万6,000円増額しているものでございます。

8ページをお開き願います。

続きまして、第16款財産収入でございます。第1項財産運用収入第1目利子及び配

当金でございますが2万7,000円減額しております。こちらにつきましては、先ほど歳出のほうでご説明申し上げましたとおり、財政調整基金を初めとする2つの基金の利子につきまして運用益の変更がございましたので、その減額分を計上しているものでございます。

次に、第2項財産売払い収入第1目不動産売払い収入でございますが、6,850万円ほど増額しております。こちらにつきましては、先ほど歳出の震災復興交付金基金の部分でご説明申し上げましたが、新市街地の分譲地売り払いにおきまして契約者が増加したことに伴い、その増額分を計上しているものでございます。

続きまして、第17款寄附金第1項寄附金第1目寄附金でございますが、合わせて1,19万7,000円増額しております。こちらにつきましては、昨年度中におのおのの目的により受け付けた寄附金を計上しているものでございまして、内容につきましては先ほど歳出予算でご説明させていただいたとおりでございますので、省略させていただきます。

続いて、第18款繰入金第2項基金繰入金第1目基金繰入金でございますが、3億8,068万7,000円増額しております。まず、財政調整基金繰入金でございますが、4億6,504万3,000円増額しております。こちらにつきましては、震災復興特別交付税が減額となったことなどに伴いまして、財源不足が発生することから財政調整基金を取り崩すというものでございます。

次に、震災復興交付金基金繰入金でございますが、8,435万6,000円減額しております。こちらにつきましては、歳出予算でもご説明させていただきましたが、新浜ストックヤードの原形復旧費の歳出減に伴いまして、その財源である震災復興交付金基金の取り崩しを減額したものとなっております。

9ページをご覧ください。

最後に、第20款諸収入第5項雑入第2目過年度収入でございます。こちらにつきましては、亘理・名取共立衛生処理組合の新ごみ処理場建設に係る平成26年度分の市町村負担金の精算によりまして556万8,000円、こちらを過年度収入として受け入れているものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、歳出の11ページ、まあ色々あるんですが、代表的にこれで質問させていただきます。

一番下ですね、7款商工費1項商工費、商工振興費ですが、この13節委託料、マイナス2,014万円、この説明が、先ほど山元町ブランド推進業務委託料ということで、地方創生関連だということで、これが1次募集で採択にならなかったと、そのためにカットして、再度出すということですが、問題は1次募集で採択にならなかった理由というのが、中身が不十分だったということなのかどうかね、その理由、原因、お尋ねします。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、ご説明申し上げます。

まず、この事業の背景からお話しさせていただきますが、通常ですと補正予算を組む

際に当たっては、交付決定ですとか、あるいは内示等々を得たのちに補正予算を提案するというふうなものが通常の予算提案の仕組みというふうなことで取り扱ってきているところがございますが、実はこの地方創生に関連する予算に関しましては、国・県等の内示等々を待たず、とりあえずは各自治体の考えというふうなものを上げてくれと、そして同様に各自治体において予算を計上するようというふうな、まず国の指示がございました。よって、3月に提案をしたというふうな背景がございます。岩佐議員のご質問のその内容に不備があったのかというふうな点でございますけれども、以上のことから、その内示等々を待たずして、いわゆる全市町村が手を挙げたというふうな中で優先順位を付したというふうなものであり、決してその内容が不備だったわけではございません。いわゆる既定の予算に対して各自治体が提案した金額のほうが多かったというふうなことから採択にならなかったというふうなものでありまして、これに関しましては冒頭の町長の説明要旨にもございましたし、先ほどの企画財政課の課長のほうからも説明申し上げましたとおり、第2回の申請時においてしっかりその辺を説明し、予算を獲得してまいりたいというふうにご考えております。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、申請の内容は第1次で出した内容と基本的には同じものを出すということで理解してよろしいでしょうか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。本来であれば、採択になっていけば4月から来年の3月までの12ヵ月分の事業執行の予算というふうなものを計上するんですけども、ご承知のとおり今後のその予算提案のタイミングによっては、当然金額もそうなんですけれども、内容を見直さなければならぬだろうというふうに手前どものほうでは考えております。ただ、私どもとしましては、必要に迫られて、これはやる必要があるだろうというふうなことで提案したわけですから、同様に内容をさらに精査しながら提案してまいりたいというふうなことで考えております。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。一部、場合によっては内容を精査してということで、私は今回回答の中に一部ありましたが、いわゆる1次募集で間に合わなかった、再提出ということになると、また何カ月か遅れるということで、いろんな意味でスタート遅れにマイナス影響があるのではないかという心配で、そういったことのないようにすべきではないかという意味での質問で。と同時に、もう1点は、いわゆる我が町にはこの地方創生の取り組み、ちょっと余り他市町村と比較してもちょっと内容的にまだまだあちこちが不十分でなかったかという意味を含めて、もっと積極的にこの地方創生関係をやるべきではなかったかと。今後ともやるべきではないかという観点でこの、代表的にこの質問をしました。まあ全体としてはこの予算では年度末の確定による調整ということでね、基本的には了解いたしますが、この地方創生関係、ぜひ積極的に進めていただきたいということでした。以上です。

議長（阿部 均君）回答は必要ないですね。

ほかに質疑はありませんか。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。（「マイクお願いします」の声あり）7ページの地方交付税についてなんですけど、その中の普通交付税の増額、約4億円の増額になっているんですけど、先ほどの説明では、平成26年度の算出、算定結果を見てということと、その政府の云々という説明があったわけですが、そもそもなぜ確認するのかといいますと、4億円の増額、まあ入ってくるんだから喜ばなければならないことなんですけど、そもそもこの4億

円というのは当初である程度想定できる内容のものではないのかと。余りにも多額だという意味でですね、その辺の背景についてお伺いいたします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。こちらの普通交付税の算定でございますけれども、通常、試算ということで地方財政計画の伸び率を前年度の普通交付税に乗じて当該年度分の見込んで当初予算に計上するというのが通常でございますけれども、平成27年度分につきましては、平成26年末に衆議院総選挙があった関係で、そうすると国の予算の編成が遅れたということと、それを踏まえ、あと補正予算等々がたびたび組まれていたということがございまして、当初私どものほうで見込んでいた額よりも4億円程度増額となったものでございますので、ご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私の理解が遅れているのかということになるかと思いますが、そもそもこの普通交付税、特別交付税、算定、算出の仕方は、収入……、すぐ忘れてしまうんだけど、の足りない分を受けるとというのが基本的な考え方ですよ。まあ、何を言いたいのかというと、町で試算して、ある程度姿が見える、その中で請求して町が望んだ100パーセントが来ないというのがこれまでの話であったんですが、それにしてもですね、これ余りにも額が大きい。本来ならば、この4億、当初である程度4億、まあ約3億でもね、そこに設定されていれば、その分事業に回すことができる。3億という、4億という、非常に大きい額ですからね。そういう意味では、これは、今の説明では、本当に主体的な地方自治、ここでなくて地方分権ですか、地方に今大きく権限が来て、まさに地方のほうから求めて、そして財源確保して必要な事業をするということから考えれば、こうした試算というのは当たらないんじゃないか。まあ、全国的にそうしているということであれば、これはやっぱり考え直さざるを得ない。まさに国の、平成26年度の算定なんていうの、でき上がったやつ、そういうことから考えれば、その算出の方法には大きく問題がある。結局国の言いなりといいますかね、地方分権であるのに、国に示された数でやっている。そして地方というか、財源大変だ、大変だと我々に行っていく。そして最後にこのぼーっと入ってくるというね。実質的なこの財政活動、予算活動というの、執行というのができないんでないかと懸念するわけですが、その辺の考え方についてどうなんでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。私どものほうでも、そのあたりは試算等、それからあと当初予算の編成等に当たりまして、なるべく正確に算定するよう、毎年、毎年、努力しているところではございますけれども、今回については選挙等々の、まあ外的な要因によって、不測の事態によってちょっと差が生じたということでございまして、今後ともそのあたりの差が、年度末によってこういった金額が生じないように、適正な試算等々に努めてまいりたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これは全国的な事例というか、現象なんでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。すみません、全国的に、各市町村においてどの程度の差が生じてしまっているかというのは、ちょっと私どものほうで今手元には資料がないんですけれども、基本的には試算の仕方というのは国から地方財政計画の伸び率を乗じて算出なさいますということで、毎年度通知が来ておりますので、恐らく同じような状況になっているのではなかろうかと考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明ではちょっと納得しかねるんですが、まあ全国的にそういうこと、まあ地方交付税の試算といいますかね、を求めるということはそういうこ

とでいいんですね。私の……、私は実際、みずからが計算して、このくらい必要だ、基本財政需要額、基本財政収入額、その差額をいただくというかね。それでこの財源調整、財源確保、地方自治体のね、というのが仕組みだというふうにこれまでずっと理解してきたんですが、そうではないということなんですね。というふうに、今理解しました。今後もそういうことであるということならば、その辺は大きな、深刻な問題ということになるので、私のほうも少しその辺は調査を続けながら改めてその辺については確認したいと思います。

私、その辺、4億というのは大きいからね。20億の4億ですからね。その4億当初にね、わかっていれば、いろんな事業に手をつけることができるということですから、その辺については大きな疑問を残して、この件については終わります。

次、歳出なんですが、これまたこの額が大きい補正の内容になっていましたごみ処理費、11ページの4款2項2目ごみ処理費3億9,000、これまた4億、なぜかこう関係ないですけども、似た数字の増額。これは当初の1億に対して4億ふえて、全体で5億になっていると。これは、この当初、先ほどの説明では27年度の確定に伴うものという説明なんですけど、これは当初から予定されたものなのか、当初わからなかったものなのか。あるいは、山元町だけがあれなのか、全体、2市2町の同じような結果なのか、その辺のところを確認したいと思います。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねなんですけれども、当初の段階ではまだわからなかったものでして、こちらの確定につきましては、平成28年の2月中旬になりまして入ってきたものでございます。補正の額といたしましては、かなり多額なものとなってございますが、全体の事業費のほうは81億ほどとなってございまして、そのうちの按分方法が各2市2町の中で確定されておまして、人口割が3割で、その残りの分についてはごみの搬入量によって按分されてございますので、それぞれ2市2町でも多額の金額となっているところでございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。多額なあれはわかっているんですけども、これが当初ね、予定されなかった、というのは、これまた4億って、もし4億金がなかったらどうするのという話なんだけれども、まさにこれ山元町今金持ちだからあるべけれども、その辺のこの、ほかの2市2町でも当初大体このくらいだよとか、総額示さってっぺから、そこである程度構えてはいると思うんだけど、ただ、予算上ね、どうなのかということの懸念の、思っの質問なんだけれども、確認なんだけれども、その辺の決められ方というのは、その組合のほう、じゃあどうなっているのというような話になるんだけど、しかも、確定したの平成28年の2月っていったら最近の話でね、本当に年度末ですよ。そこで、本当に少額の、少額のやつだったら対応するんだけど、そもそも当初1億で組んでいてね、そして最終で5億、しかも年度末直前でこのくらい足りなくなったから出してけろっていうような、そういったシステムが果たしてどうなのかという部分での懸念なんです。その辺についてどうなんでしょうか。考え方として。今後の予算立てするの、まあ、今回で多分終わりだろうから、あれなんだろうけれども、ここについてはまだ例年維持費ということで億の単位での金が動くところなんだろうけれども、その辺の金、結構大きな金だから、その辺の考え方ちょっと我々も確認しておかないと、簡単に当初の部分でもね、承認するかしないかという判断するときに非常に迷うもんですから、その辺の考え方について確認したいと思います。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。こちらの財源につきましてですが、循環型社会交付金がもたなくなってございまして、議員が懸念されるとおりではございますけれども、復興関係の特別交付税を歳入といたしまして、そちらを拠出するような業務内容となってございます。ちょっと答えにならないかもしれないんですけども、以上のとおりでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今ではちょっと理解しかねるんですが、まあ多分、多分といえますか、これは非常にこの予算上、問題があるというふうに思っている議員が一人いたということをもってやめます。多分、大変だから。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第35号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第35号 平成28年度山元町子育て拠点施設備品等購入事業に係る物品購入契約について、ご説明いたします。

それでは、お手元に配布しております資料番号No.8、議案の概要によりご説明申し上げます。

こちら、本案件は、子育て拠点施設備品等購入事業に係る物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

初めに、契約の目的についてご説明いたしまして、以下順に各項目内容についてご説明させていただきます。

1、契約の目的です。こちらについてですが、平成28年度山元町子育て拠点施設備品等購入事業となります。

次に、契約の方法です。契約の方法については、指名競争入札で実施し、指名業者数は7社でありました。

次に、契約金額については、2,177万9,280円で、消費税を含んだ金額となっております。

なお、落札率については、85.89パーセントとなっております。

4、契約の相手方については、本町内の有限会社鈴やでございます。

5、納品場所です。こちら、山元町の子育て拠点施設内となります。

6、購入品目についてですが、主な品目については、こちらの欄に記載しておりますとおりでありまして、保育所用の備品であればロッカーやプロジェクター、スクリーンなど。児童館の備品であれば、ミーティングチェアなどですね。子育て支援センター用であれば、フロアーマット。あと、山二小児童クラブ、放課後児童クラブ用であれば、ホワイトボード等となっております。

なお、7番、納期限については、平成28年7月22日までとしております。

以上で、議案第35号の説明となります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

6番岩佐秀一君の質疑を許します。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。契約方法でお伺いします。

指名業者7名ということでありませけれども、この指名業者7名のうち、町内の業者は何社でしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。町内業者2社でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。この7社のうち、見積もりは何社ほど提出したんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。指名参加、今回7社のうち、入札に応募したのは4社となりますので、辞退が3社となります。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。辞退者が7社のうち3社も辞退するというところにちょっと、この見積もりの方法、これがちょっと悪いから辞退者が多いんじゃないんでしょうか。お聞きします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。実際、入札の当日に、その入札の当日のその前も、こちらから指名通知を出して通知した後に、実際当日入札に来るか、もしくは辞退するというふうな通知がございまして、特に辞退されている業者に、要因については確認してございません。申しわけございません。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。ちょっとこの購入品目なんですけれども、この購入品目の中で、全種ですね、127種類、各一式、この品数を見積もりとして提出できる業者さんが、限界あると思うんですよね。特に町内みたいな規模の小さい店は。それを一括でやるということ自体に、まあ見積もり提出率が下がったんじゃないかと。いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今、議員ご質問の内容についてですが、7社指名通知を出させていただきまして、まず4社は応札していただきまして、なお落札もしている状態でございます。今、一概に全てが議員おっしゃる理由ではないかとは思いますが、まあその3社、辞退しているのも事実でございましたので、そのようなことも想定範囲にされることだとは思っております。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今度、契約金額についてお伺いします。

一般的にこの消耗品とかこういう備品関係ですね、85.89というのは、積算に対して85.89だと思われけれども、一般的に落札はどのくらいになっていると思いますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。一般的な落札率というのは、ちょっと今手元にはないん

ですが、当課のほうから同じような備品の購入事業というのは昨年度も実施しております、その際は85までは行かず、もうちょっと高い率だったと記憶しております。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。これ、普通、民間ですと、大体商品の納入業者のコード番号書いてある品目一覧表というのがありますね、それに単価書いてありますね。それに対して、通常ですと大体7掛けぐらいが相場なんですよ。それに対してやっぱりこの85パーセントというのは、落札金額が、ちょっと落札率が低いんじゃないかと。これが、ひいては、何で低いかというと、今いったとおり7社の指名業者のうち3社が辞退したという、その辞退の内容はちょっと私もわからないんですけれども、その辺に原因があるんじゃないかと思われたので質問いたしました。これは、これで結構です。

次ですけれども、いいですか続けて。（「どうぞ」の声あり）

この、指名業者さんができるだけ参加率を上げるために、この一括でなく、ある程度分割にすれば、少し早目に分割すれば、町内の業者さんも参加しやすいんじゃないかと。そして、競争が公平にできるんじゃないかと思われまますので、お伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、分割発注をしますと受注のチャンス、機会等は増えることは想定もされます。ただし、必ずしも落札者が複数になるとも限らないのも事実だと思っております。なお、今回のこの発注に関しては、やはり納期もタイトなスケジュールで行っておりまして、どうしても夏の開所に向けてということもあり、あと、まあやっぱりどうしてもうちらは財源が一般財源となっていますので、スケールメリット等を考慮し、一括で発注させていただいた次第でございます。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。この震災特別復興予算を活用するから、安易に考えているのではないと思えますけれども、実は何でこう質問したかといいますと、今回はまあ現在出るんですけれども、今後、山下・坂元交流センター、それから新庁舎等の建設がありますので、それらの節はぜひある程度分割して、参入する業者さんも多く、そしてできるだけ税金の無駄を省くような手続きをお願いしたいために、これ質問しました。以上です。どうもありがとうございました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私も今同僚議員の質問と同じような観点からの質問になろうかと思いますが、それは同じような問題意識を持つての質問だと、背景だということでご理解いただきたいと思います。

それで、7社の参加の申し込みがあったが、実際は3社辞退されたということですが、町内の2社のうち、2社が参加されたのかどうか、その4社参加されたうちですね。1社だけだったのか、その辺を確認させていただきます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今ご質問ありました町内の業者2社が入札の際にはということですが、辞退はしておらず、参加してございます、2社とも。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それから、これは前の児童センターかな、子育てセンターのときの入札、遊具のときにも申し上げたんですが、入札項目、品目のメーカー指定というのがされているのか、したのかどうか。前は類似品等は一切だめということで、特殊なものでいうと遊具まで、作者指定まで指定したということですね、これはあくまでもルート限定になっちゃうということで、そういうことが今回あったのか、なかったのか、このいわゆるメーカー指定、いわゆる類似品、メーカー名を挙げて、相当品でもいいで

すよという項目はちゃんと入っているのかどうか、ちょっと確認いたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今ご質問ございました前回の入札、品物については、遊具等、遊具に限ってですが、どうしてもそのメーカー独自の遊具のコンセプトとかあって、それを入りたいというふうなことで、前回は同等品を認めないということにしております。今回は、前回のご質問あったとおり、代用できるものは全て、可能なものは、今回発注しているのは事務用品とか机とかデスクですので、特にそのメーカーの独自性等は問いません。ですので、同等品は認めるということで、今回は発注してございます。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。メーカー、類似品でもいいということだということで、安心しました。ただ、今発言の中で、前回のメーカーはね、ぜひこれを指定してほしいということで入れたというのはちょっと問題ではないかと。使う側にとっていいかどうか、類似品で十分であれば、何もメーカー売り込みの話をそっくり聞いてやる必要はなかったんではないかということ、今話しがあったので。それからもう一つは、次に移りますが、備品購入品目が127種類一式ということで、この明細がほとんどないっていうのはどういうことなんですか。各保育所、児童館で明細ありますけど、そいつの数量とか明細が我々に提供なくて一括で2,100万を承認しろというのはちょっと無理もあるんではないかというような感じもするんですが、もうちょっと丁寧に、具体的に数量まで示して、こういうのだということを示すべきではないかと、今後も含めてですね、そう思うんですが、これについてはどうお考えですか。

議長（阿部 均君）（「一括だべ」の声あり）一括でなくて、何か。（「もう一回」の声あり）もう一度お願いします。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。これは、この写しのほうの書類を見ますと、購入品目数量が備品等全127種類一式と書いてますけれども、この明細は一部しか明細出ていない、いわゆるロッカーだとか。ところが、これらがそれぞれ何個ぐらいなのかという概算ぐらいも何も入ってなくて、これで2,177万9,000円ですよと、書いてあるのは保育所に幾ら、児童館に幾ら、子育て支援センターに幾ら、山下第二小児童クラブに幾らというのは書いてますけれども、もうちょっと我々議員にはもう少し詳しく資料提供してもいいんじゃないかと思うんですが、それに対して、まあ今後のこともありますのでね、どういう考え方なのか、なぜこれしか資料出さなかったのか。前回もうちょっと詳しく出ていたはずなんですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回ですね、多岐にわたって品物も多数でございまして、今回一式というふうな記載の方法させていただいております。なお、明細についてはありますので、これただいま出したほういいですよ。一応入札も一品ごとの入札でなくて一式での入札ということで、今回このような資料づくりでさせていただいた次第でございました。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。入札方式そのものは結構ですが、例えば保育所ロッカー何台必要なのかね、例えばですよ、児童館でチェアが何台なのかぐらいの資料があってもいいのではないかと、今後もありますのでね、きょうすぐ出せとか、出すべきだということはいませんが、もうちょっと具体的にいろいろの必要数を出すべきじゃないかと。もちろん先々に行きますとこれらの管理もありますのでね。いろんな意味で今後検討すべきではないかということだけ申し上げておきます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。次回、議案作成の際等にはこの辺も注意して作成をさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。前回もこのような問題で質問しました。今同僚議員も質問あったとおり、例えば町内業者いろいろあろうと思いますが、これらも含めて2つとか3つとか、分割していろいろ検討するということも必要じゃないかと。前回申し上げたときは、今後検討しますという話だったはず、私は記憶しておるんですが、そういったものは今回反映されていないということは、議会として執行部と議論したのは一体どう生かされているのかと、今後も出てくるのでね、こういうことがあったけれどもこうだったよということの説明があれば、それはそれでいいんですが、きちんとしたその辺を、背景をね、きちんと捉えて、入札に臨むべきではないかということをおもいますが、この辺については、町長なり、入札関係だと副町長ですか、この見解を先に確認したいと思えます。

副町長（嘉藤俊夫君）はい、議長。今回、7月22日までの納入という形での一式の納入という形をとらせていただきました。まあ、自治法上の規定があつて、安易に分割しますと、これは議決逃れだというような批判も浴びるといふところもでございます。そういったところを総合的に勘案しながら、またどういう発注方法がいいのか検討のほう必要かなというふうに思っております。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。金額細かくして500万円以下にして参加する入札、これは議決逃れというふうになると思うので、そういう回答があるんだろうというのは、それを予想していましたが、それはそれで、そうならないような方法、範囲内の透明、正大に、そして、いかに余分なとは言いませんが、税金をそんなに使わないで済むような方法での、しかも町内、特に業者に対する公平、透明性を持った入札というものに臨んでいただきたいというふうに思えます。

以上で私の質問は終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第35号 平成28年度山元町子育て拠点施設備品等購入事業に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第36号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。議案第36号 平成26年度磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の変更について説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第2回臨時会配布資料No.9でご説明しますのでご覧ください。

本案件は、現在施工中の磯浜漁港海岸保全施設堤防工事において、請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものでございます。

主な事項と内容を説明させていただきます。

1、契約の目的は、平成26年度磯浜漁港海岸保全施設堤防工事です。

2、契約の相手方は、仙台市の日建工業株式会社です。

3、契約金額は、消費税込みとなりますが、原契約額が4億1,983万9,200円。変更契約額が4億8,008万7,000円。増額が6,024万7,800円。増額率が14.35パーセントとなります。

工事の場所は、山元町坂元字浜地先です。

工事の概要につきましては、次ページ、別紙1をご覧ください。

主な変更点ですが、盛り土材については、流用土が当初3万2,690立米に対し、2万4,630立米に減嵩となり、購入度については8,060立米増嵩になります。

次に、電力管路工については、180メートル増嵩になります。

次に、ブロック製作ヤード撤去工が1カ所、2万1,640平米増嵩となります。

前のページにお戻りください。

工期は、原工期は平成27年2月28日から平成28年8月31日まででしたが、増嵩に伴い平成28年9月30日まで1カ月延期いたします。

7の変更理由については、1、盛り土材について、全数量を建設発生土を利用する計画としていたが、一部の建設発生土の品質が当初の予定より悪く、購入土混合し、盛り土材の品質を確保する必要があったため、増嵩になります。この建設発生土については、昨年度町内の河川や排水路を浚渫した土砂等も含まれます。

2の漁港施設の電力供給方法について、東北電力と協議を行っていたが、工法が地下埋設工法に決定したことにより増嵩となります。当初は工法が決定していなかったため、計上しておりませんでした。

3の堤防工事に使用する張ブロック製作ヤードについて、他工事との製作ヤードを使用していたが、他工事との調整により当該工事で撤去を行うこととなったため増嵩となります。

3ページ目の図面をご覧ください。右上の平面図の赤い線の部分が管路工、電線の管路となります。堤防の下に管路が入ります。あと、左上の位置図がブロックヤードの位置図となりまして、このブロックヤードで張ブロックを製作しておりました。

1ページ目にお戻りください。

8の議決経緯は記載のとおりでございます。

以上で議案第36号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

10番高橋建夫君の質疑を許します。

10番（高橋建夫君）はい、議長。本議案の変更理由の中の第1番目、盛り土材に関して3点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まずは、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、その増額の約6,000万円に対して、盛り土材の品質確保のためにかかったお金の増額というのはどのくらいになっているんですか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。この盛り土材に関しましては、約2,000万円になります。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。この盛り土材なんですが、ここにもうたわれているように、品質確保、要するに寿命化、耐久性、そういうものを考慮した場合、場所的にも事前に周到な検討が必要だったのではなからうかと思うんですが、その辺は振り返ってみてどうでしたか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。当初につきましては、この流用土で堤防工事の盛り土材としてはある一定の強度が必要だったということで、その当初につきましてはその強度があるということで発注しておりましたけれども、この土に関しましてはちょうど磯浜漁港の裏側に仮置きした土でございまして、その後、雨等、含水比という水の含み方とか、あとここにもちょっと記載しておりますけれども、一部その浚渫土を流用したことに伴いまして、そのやわい土等がありましたので、その辺のやわい土をある程度の強度まで上げるという工夫が必要でしたので購入度と混ぜたということになります。当初といたしましては、ある程度、一定の強度があったという想定で発注しておりましたけれども、変更でその他の建設発生土と、あと仮置きの時期等が変更がございまして、その強度増加のための購入土の混合が必要になったということでございます。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。関連性の最後ですが、決してうがった見方をしているわけではないんですけれども、こういう変更があるということを見ますと、既にほぼ終わっている防潮堤、これに関してはこういう心配は全て網羅されてきたという経過ですか。防潮堤のその強度の、土の持っている部分の強度とか。

議長（阿部 均君）少し議題から離れますけれども。（「関連性です」の声あり）

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。失礼しました、今回の防潮堤以外の防潮堤のことでしょうか。（「はい、そうです」の声あり）

今回施工しているところにつきましては、町の施工で行っておりますけれども、ほかの防潮堤に関しては国のほうで実施しておりますけれども、聞いている話では、ほかの防潮堤につきましては購入土を使用しているということで、所定の強度があったものと考えております。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第36号 平成26年度磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第37号 平成28年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ3億3,729万5,000円を増額し、総額を217億783万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、国庫補助事業のTPP関連緊急対策補助金について事業採択の内示があったことから予算化するもの、及び復興交付金事業である磯浜漁港静穏度対策検討調査事業について、既に配分されている額の残額を活用し、予算化するものでございます。

それでは、歳出予算からご説明させていただきます。

議案書の6ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費につきまして3億3,448万5,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明いたします。こちらの資料の1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、町内の意欲ある農業者が国のTPP関連緊急対策補助金である農畜産物輸出拡大施設整備事業及び担い手確保経営強化支店事業にエントリーし、事業採択の内示があったことから予算化したものでございます。

内容といたしましては、園芸作物用の栽培施設の整備やトラクター、乾燥施設、生産施設の整備に要する経費に対して補助するものでございます。財源は全額県補助金となっております。

続きまして、附属資料説明書の2ページをご覧いただきたいと思います。

次に、第6款第3項水産業費第3目漁港施設復興推進費につきまして281万円を計上しております。こちらにつきましては、磯浜漁協の静穏度対策工事に係る復興交付金を申請するに当たり、当該対策工事を実施した場合における影響調査が必要との国の指導があったことから、復興交付金の既配分額の残額を活用し、必要となる予算について補正するものでございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金を224万8,000円活用してございます。

以上が歳出予算の内容となっております。

次に、歳入予算をご説明いたします。

議案書に戻りまして、5ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。

こちらにつきましては、震災復興交付金事業の補助裏に充てるため、震災復興特別交付税を56万2,000円計上しております。

次に、第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございますので、説明を省略させていただきます。

最後に、第18款繰入金第2項基金繰入金につきましては、震災復興交付金基金でございます。先ほど歳出予算のほうでご説明申し上げました磯浜漁協静穏度対策検討調査事業に充当するため224万8,000円を取り崩しているものでございます。

以上が1号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、6ページですね、歳出予算のほうの6ページ、6款1項3目についてお尋ねします。

まず、一つには、農畜産物輸出拡大施策ということで、TPP関連ということで非常に意欲があって、そういったところに補助するんだという、基本的には大変結構だと思うんですが、これはいわゆる土地代とかも全部含むのかどうか。土地、建物、あるいは人件費なども全部含むのかどうか、その中身ちょっと、もうちょっと詳しく教えてください。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

まず、事業の採択、まあ認められる範疇でございますけれども、土地の購入費等については認められません。また、造成費についても認められないものとなっております。しからば、どのようなものが採択となるのかというふうにお考えだと思いますけれども、いわゆる施設の建設費用ですね、建物の建設、あるいはその建物の中に整備する各備品等々、これらが事業の採択の範疇というふうになっております。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。中身については今、土地とか、あれは対象外だということですが、これは補助率はどうなんでしょうか。2億6,000万円というのは補助率何パーセントに相当するのか。全額補助なんでしょうか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。補助率については、総事業費の2分の1、50パーセントというふうなことで決定されてございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。再度確認しますが、その総事業費の中には土地も入ってるんですか。その補助には入っていないけれども、総事業という、普通総事業という土地から何か全部改めてやるということなんです、それは除いた建物の総事業費という解釈してよろしいんですか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。先ほどご説明させていただきましたとおり、その事業として認められる範疇が建物を建てる費用、あるいはその内部で使用する機械というふうなことでございますので、事業費そのものについて、当然その土地、あるいは造成費用等々については含まれてございません。よって、くどいようですが、施設整備に係る建物建築、あるいは中身の備品等々の整備に係る分の50パーセントというふうなことでご認識くださいますようお願いいたします。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。その点は了解しました。

そうしますと、その下のほうですね、担い手確保経営強化支援事業ということについて質問させていただきますが、総金額、予算が7, 140万7, 000円ですが、このうち担い手確保の分と経営強化と分けた金額はそれぞれ幾らになるのでしょうか。いわゆる人件費とそれ以外の備品といいますか、設備費とか、そういう解釈だと思うんですが、いわゆる人件費に相当するのが幾らになるのでしょうか、補助、担い手分というの。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。事業の名称が担い手確保というふうな名称を使われているのでちょっと誤解されがちなんですけれども、現在おられる、いわゆる農業に従事している方々を今後のその担い手としてずっと確保していきましょよと。さらに、その方々が地域の担い手となって、各離農する方々等の分も営農を担っていくというふうなことであって、決してその新規担い手等々の育成等々の事業ではないというふうなものをまず1点ご理解いただきたいというふうに思います。

この中で、この事業に関しましては、実は制度の要項がございまして、いわゆる担い手に関する分野につきましては、手前どものほうで経営再開マスタープランというふうなものを策定してございます。この経営再開マスタープランというふうなものにつきましては、いわゆる地域の担い手といわれる方々に、今後いつまで、どのくらい農地を集積していくかというふうなものを策定したものが経営再開マスタープランというふうなものがございまして、もう1点は、専業農家、まあ兼業も含まれますけれども、農業で生計を立てていこうというふうな方々、そして一定程度の収益等々が見込まれるというふうなもの、農業者を町長が認定農業者というふうな形で認定してございます。この経営マスタープラン、こちらのほうに記載されており、かつ認定農業者、この2つの要件を具備する耕作者、いわゆる経営体ですね、これらが補助事業の採択要件になってくるというふうなものでございます。しからば、それらが町内にどのくらいいるのかというふうなことになるかと思えますけれども、対象になる方々については41名ほどおられます。この41名に対して、こういうふうな事業というふうなものに取り組む気はありますかというふうなアンケート調査した結果、最終的に今回この予算提案させていただいております中には、全部で6経営体が入っております。6つの経営体です。その6つを具体的に話をさせていただきますと、個人が2名、法人が4つの経営体になってございます。この全ての6経営体で、それぞれ作付する作物、畑作なのか、水田農業経営なのか、あるいは施設園芸作物なのか、いろいろございますけれども、これらそれぞれの設備する施設等について具体的にお話をさせていただきますと、水田経営をなさっている方については、いわゆる乾燥機ですね、収穫後に使用する乾燥機の整備と。あるいは4つのその法人の関係についてちょっとお話させていただきますと、畑作物に取り組むというふうな方々については、トラクターですとかそういった備品類、あるいは、施設園芸作物、これらに取り組むというふうな方々についてはパイプハウスですね、これら、あるいはそのイチゴの選果システムというふうなものも含まれてございます。もう1点、果樹を経営規模拡大したいというふうな方もおられまして、これらの方々に対して意向確認をしたところ、整備する内容としましては、やはりそのハウスですとか、集出荷施設の整備というふうなものでございまして、ちょっと前置きが長くなって大変申しわけございませんが、いわゆる施設整備等々に関する予算のみであり、土地の購入費用等々については含まれていないというふうなことでご理解いただきたいというふうに思いま

す。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。再度確認ですが、この担い手確保という表現にはなっているけど、人件費は含まないというふうに解釈してよろしいんですね。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。同じような回答になりますけれども、今おられる方々の経営規模拡大というふうなことを目指しているといつて、人件費等々については含んでいないものとなっております。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。人件費は含まないと。前に、1 事業所 900 万円ずつと出したという経緯があるので、ダブるのかなということをまああれしました。含まないということを確認。

それで、今 6 経営体ということですが、個人と法人両者ということで、質問しようと思った説明いただきましたので、最後にしますが、そうしますと、それぞれの対象、6 経営体の 1 経営体ごとのやる補助金額といえますか、当然これ違ってくるわけですね。最大どれぐらい、最小どれぐらいって、大雑把で結構ですから、最後にこの質問させていただきます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。制度要綱上、個人の場合と法人の場合の上限額というふうなものが設けられておりますので、その内輪で交付というふうな内容になります。6 経営体それぞれの補助金の合計というふうなものを若干お話させていただきますと、最も低廉な経営体で 130 万円程度というふうになります。最高額のものですと、これは法人になりますけれども 3,000 万円というふうな内容のものになります。以上でございます。（「はい、結構です」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 37 号 平成 28 年度山元町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 15. 請願第 1 号 かさ上げ県道のルート変更に関する請願を議題とします。

紹介議員から請願の趣旨説明を求めます。11 番橋元伸一君登壇願います。

11 番（橋元伸一君）はい、議長。平成 28 年第 2 回山元町議会臨時会請願第 1 号 かさ上げ県道のルート変更に関する請願に当たり、内容に関しましては提出資料のとおりであります。

提出理由の説明をさせていただきます。

震災後、平成23年11月議会において、旧JR常磐線の東側笠野区は第一種起点区域に指定されました。新築・増築は禁止ですが、修繕は可能であると町が示した地域です。現在約20戸の世帯が家屋や事業所を修繕し、生活をしています。

町は震災後、第一線堤、二線堤、三線堤により津波を防御するという計画を打ち出しました。問題はこの第二線堤となる県道が移設され、地区住民の生活する集落の山側を通るということです。住民を守るべきかさ上げ県道を移設することにより、山側を通すというのはいかなることでしょうか。耳を疑いました。町は地区住民を見殺しにするのかと思いました。

町側の説明を時系列に並べてみますと、震災の年の平成23年9月上旬に開かれた住民説明会において、山元町震災復興基本方針案が示されました。このころはまだ第二線堤のルートは大まかなものでありました。明確に示されたものではありませんでした。しかし、被災住民の住居に関しては明確に示されました。広報やまもと平成23年10月号から抜粋いたしますと、「災害危険区域の第一種に指定された場合、建てかえは禁止されることだが、どの程度の修繕までならいいのか」という住民の質問に対し、「災害危険区域の第一種は新築・増改築は禁止となります。ただし、住宅の被害が全壊流出ではなく、修繕して住める状態であればそこに住むことは可能であり、区域の指定が即時移転を強要するものではありません」と回答しています。町の説明を受け、住民は家族と熟考を重ね、修繕して住むことを決断したのです。決して安くはない修繕費をかけ、直して住んでいるのです。そのころ示された第二線堤のルートは県道相馬亘理線ルート案として図面上に幅の広い点線で示されたものであり、具体的にどこを通るのか、まだ示されてはいませんでした。この点からもわかるように、住民は勝手に修繕し住んでいるわけではありません。町の方針に従って生活再建を進めてきたのです。地区住民は私が修繕して住むことを認めたのだから、あっ、町が修繕して住むことを認めたのだから、当然住民を守るルートで第二線堤はつくられるものだと思っていた。しかし、徐々にルートが明らかになると、集落の山側を通ることがわかってきました。情報は町から示されたものではなく、第二線堤のルートにかかる地権者から教えてもらったものでした。第二線堤の海側に取り残される、この地域住民には何の説明もありませんでした。ここで問題になるのは、メディアにこの件が取り上げられますが、町は住民に対して説明をしていると言っていることです。町が説明会をしたのは、第二線堤のルートの隣接地の地権者に対してであって……。

議長（阿部 均君）橋元君に申し上げます。請願要旨に基づいてご説明願います。（「提案理由だからいいんでないの」の声あり）まだ要旨に入らないということですね。提案理由（「はい、そうです」の声あり）はい、わかりました。

11番（橋元伸一君）説明をした上で述べます。

ここで問題になるのは、メディアにこの件が取り上げられますが、町は住民に対して説明をしていると言っていることです。町が説明会をしたのは第二線堤のルートの隣接地の地権者に対してであって、取り残される地域住民に対しての説明会は一切行われなかったのです。

取り残される地域住民はこの計画がどのように住民の生命・財産を守り、安全・安心を確保することにつながるのかぜひ説明していただきたいと考えてきましたが、説明は

一切ありませんでした。

第二線堤が集落の山側につくられることにより、この地区は海岸線の第一線堤と第二線堤の間に挟まれることとなります。津波が来たら一瞬にして海水の中に沈んでしまい、生命の危険にさらされます。また、昨今の異常気象により、日本中どこでも大雨が予想されます。山元町に大雨が降った場合、逃げ場を失った大量の雨水は第一線堤と二線堤の間に集まり、地域住民を危険にさらす結果となってしまうのではないのでしょうか。

このようなことから、町は取り残される地域住民に対し、明確な説明を一日も早く行うべきであり、説明できないのであればやはり第二線堤となる県道の一部ルート変更をするべきだと思います。

何度も言いますが、ここに住む住民の方たちは町が修繕して住むことが可能であると判断した後に住んでいるのであって、やはり第二線堤となる県道は地域住民を守ることを前提に計画するべきではないかと思います。

今回の請願は、笠野地区の住民だけではなく、第二種津波防災区域に住む花釜区の一部の住民も含まれております。旧山下駅東側の第二種津波防災区域に住む住民のうち、数戸の住民は第二線堤となる県道ルート上に位置し、移転を余儀なくされております。津波により大きな被害を受け、多額の費用をかけて修繕して生活しています。しかし、代替地もなく、十分な移転費用が補償されるのかもわからず、不安な毎日を過ごしています。住民は機会があるごとにルートの変更をお願いしてきました。町に頼めば県道だから県の仕事です。県にお願いすれば町の復興計画に沿ってと説明されてきました。これまでの経過を総合的に見てみますと、山元町の作成した山元町震災復興基本方針に基づいて進められてきたものと思われまます。そうであれば、この問題は山元町が解決すべき問題だと思います。

町民の生命と財産を災害から守り、不安を払しょくし、住民が安心・安全に暮らすための施策を講ずるのが行政の責務であります。かつて一人の命は地球よりも重いと言って身代金を払った総理大臣がございました。人道的にも良識のある判断をお願いしたいと思います。

これをもって提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（阿部 均君）これから紹介議員に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本請願については山元町議会会議規則第91条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

請願第1号については産建教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君）これで、本日の議事日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
平成28年第2回山元町議会臨時会を閉会します。

午後 0時32分 閉会
